

《資 料》

〔私訳〕 ドイツ「連邦弁護士法」(一)

——ドイツ弁護士制度関連規定邦訳(1)——

森 勇

はじめに

その制定以来、三十余年にわたり眠りを貪ってきた。そうとさえ言われたドイツ弁護士法は、しかしながら、ここ数十年は、まさに激動の渦の中にあっただとてよい。幸運にも、訳者はこのような時機に、日本弁護士連合会が企画した「21世紀弁護士論(有斐閣・二〇〇〇年五月)」に、ドイツの弁護士制度について執筆する機会を与えられ、つたないものではあるが、「ドイツ弁護士法の新たな展開」と題する論攷を発表させていただいた。ドイツ弁護士法がなぜ激動期を迎えたのかについては、この拙稿を参照していただくこととして、当然のことではあるが、ここ十年の間に、弁護士の職業のあり方に関する規律(弁護士職業法)や弁護士自治に関係する多くの規定が、改正ないしは追加された。さらにまた、職業裁判権を示す言葉として用いられてきた「名誉裁判権」といった表現も姿を消した。そこで、改正ないしは追加された規定を抄訳するよりも、むしろ、(現在ではもはや意味のない規定や他の法律に関わる規定を除く)ドイツ連邦弁護士法(Bundesrechtsanwaltsordnung)とその関連法令の全訳を示したほうがかえって全体像が見通せる。また、拙稿をよりよくご理解いただくためにも、そのほうがかえって簡便と考え、本獨協法学に紙幅を割いていただくこととした次第である。

もちろん、二百余条にわたるドイツ連邦弁護士法の多くの規定は、細かな点は別にして従来そのままである。そして、ドイツ連邦弁護士法については、すで

にその全訳がいくつかある。拙訳は、尊敬してやまない石川明先生と敬愛する中山幸一ならびに二羽一彦学兄が、慶応大学法学研究第五七巻第七号から九号にかけて発表されたものに基づいている。三先生におかれては、僭越なお願いにもかかわらず、使わせていただくことを快く了解していただいた。改正されていない条文は、ほぼそのまま使わせていただいております。拙訳は、おおむね三先生がなさった訳の補訂である。したがって、本来ならば、三先生を訳者に加えてしかるべきものではある。ただ、趣味の問題、かえって分かりにくくなったとご批判を受けるかもしれない変更を多くで行ったので、お断りだけにさせていただきますこととした。

なお、訳語についてであるが、従来「司法」と訳されてきた「Rechtspflege」を「法的問題処理機構」と訳した。その理由については、先の拙稿を参照されたい。また、「Rechtssuchender」については、「権利保護を求める市民」とさせていただきます。これも趣味の問題といわれるかもしれないが、市民社会を措定した弁護士像によって立つドイツ弁護士法のイメージを反映させたかったからに他ならない。このほか、訳にあたっては、ドイツ弁護士法のイメージがなるべく伝わるよう、またなるべく一読して分かるように心がけたつもりである。したがって、訳語もかなりくだいたつもりであるし、また文章も、原文の文構造からかなり離れたものとなっているものも多いことも、お断りしておかなくてはならない。当たり前にもかかわらず、かまえて「私訳」などとさせていただきますいたゆえんである。

なお、この翻訳の原文は「schönfelder plus Deutsche Gesetze (stand: 1. Mai 2000) によった。

以上

〔私訳〕ドイツ「連邦弁護士法」(一)

目次

- 第1章 弁護士 (第1条—第3条)
- 第2章 弁護士の認可 (第4条—第42条 d)
 - 第1節 弁護士としての認可 (第4条—第41条 d)
 - 第1款 一般的要件 (第4条—第5条)
 - 第2款 弁護士としての認可の付与、消滅、撤回ならびに取消 (第6条—第17条)
 - 第2節 裁判所における認可 (第18条—第36条)
 - 第3節 行政手続に関する一般規定 (第36条 a)
 - 第4節 認可事件における裁判所の判断を求める申立の手続 (第37条—第42条)
 - 第5節 専門弁護士の称号 (第42条 a—第42条 d)〔削除〕
- 第3章 弁護士の権利および義務ならびに弁護士の職業上の協力関係 (第43条—第59条 m)
 - 第1節 総則 (第43条—第59条 b)
 - 第2節 弁護士会社 (第59条 c—第59条 m) ……………以上本号
- 第4章 弁護士会 (第60条—第91条)
 - 第1節 総則 (第60条—第62条)
 - 第2節 弁護士会の機関 (第63条—第89条)
 - 第1款 理事会 (第63条—第77条)
 - 第2款 幹部会 (第78条—第84条)
 - 第3款 総会 (第85条—第89条)
 - 第3節 選挙および決議の無効 (第90条—第91条)
- 第5章 弁護士裁判所、弁護士法院および連邦通常裁判所弁護士事件部 (第92条—第112条)
 - 第1節 弁護士裁判所 (第92条—第99条)

- 第2節 弁護士法院（第100条—第105条）
- 第3節 連邦通常裁判所弁護士事件担当部（第106条—第112条）
- 第6章 義務違反に対する弁護士裁判所による懲戒（第113条—第115条c）
- 第7章 弁護士裁判所手続（第116条—第161条a）
 - 第1節 総則（第116条—第118条b）
 - 第2節 第一審の手続（第119条—第141条）
 - 第1款 総則（第119条—第120条a）
 - 第2款 手続の開始（第121条—第133条）
 - 第3款 弁護士裁判所における公判（第134条—第141条）
 - 第3節 上訴（第142条—第147条）
 - 第1款 弁護士裁判所の裁判に対する上訴（第142条—第144条）
 - 第2款 弁護士法院の裁判に対する上訴（第145条—第147条）
 - 第4節 証拠保全（第148条—第149条）
 - 第5節 仮の処分としての業務禁止および代理の禁止（第150条—第161条a）
- 第8章 連邦通常裁判所の弁護士（第162条—第174条）
 - 第1節 総則（第162条—第163条）
 - 第2節 連邦通常裁判所弁護士の認可（第164条—第171条）
 - 第3節 連邦通常裁判所弁護士の特別な権利および義務（第172条—第173条）
 - 第4節 連邦通常裁判所弁護士会（第174条）
- 第9章 連邦弁護士会（第175条—第191条e）
 - 第1節 総則（第175条—第178条）
 - 第2節 連邦弁護士会の機関（第179条—第191条e）
 - 第1款 幹部会（第179条—第186条）
 - 第2款 総会（第187条—第190条）
 - 第3款 選挙および決議の無効（第191条）
 - 第4款 規約委員会（第191条a—第191条e）

第10章 弁護士事件における費用 (第192条—第203条)

第1節 司法行政の手数料 (第192条—第194条)

第2節 弁護士裁判手続の費用および強制金の警告もしくは賦課または警告について弁護士裁判所の判断を求める申立に関する手続の費用 (195条—第199条)

第3節 認可事件における裁判所の判断を求める申立ならびに選挙および決議について裁判所の判断を求める申立に関する手続の費用 (第200条—第203条)

第11章 弁護士裁判所の処分と執行とその費用。記録の抹消 (第204条—第205条 a)

第12章 他国からの弁護士 (第206条—第207条)

第13章 経過規定および最終規定 (第208条—第237条)

第1節 経過規定 (第208条—第222条)

第2節 最終規定 (第223条—第237条)

第1章 弁護士

第1条 〔法的問題処理機構の中における弁護士の地位〕

弁護士は、法的問題処理機構を構成する独立の一機関である。

第2条 〔弁護士の職務〕

- (1) 弁護士は、自由職業を行う。
- (2) 弁護士の活動は、営利を目的とする業ではない。

第3条 〔助言および代理を行う権利〕

- (1) 弁護士は、あらゆる法律問題に関する、依頼に基づいた独立の助言者および代理人である。
- (2) あらゆる種類の法律問題につき、裁判所、仲裁裁判所または官署において活動することができる弁護士の権利は、連邦法によってのみこれを制限することができる。
- (3) すべての人は、法律の規定の枠内で、あらゆる種類の法律問題につき、自ら選任した弁護士から助言を受け、また、裁判所、仲裁裁判所あるいは官署

において、弁護士を代理人とする権利を有する。

第2章 弁護士の認可

第1節 弁護士としての認可

第1款 一般的要件

第4条〔弁護士業の要件〕

ドイツ裁判官法に基づく裁判官の資格を取得した者、または、2000年3月9日のヨーロッパ弁護士のドイツにおける活動に関する法律（BGB1.I S.182）が定める資格取得要件をみたした者、あるいはこの法律に基づく適性試験に合格した者のみ、弁護士としての認可を受けることができる。

第5条〔資格の共通〕

ドイツの一つの州において裁判官の資格を取得した者（第4条）は、ドイツの他のいずれの州においても、弁護士としての認可を申請することができる。

第2款 弁護士としての認可の付与、消滅、撤回ならびに取消

第6条〔弁護士認可の申請〕

- (1) 弁護士としての認可は、申請に基づきこれを付与する。
- (2) 申請は、本法が定める理由に基づいてのみ、これを却下することができる。

第7条〔弁護士認可の却下〕

弁護士としての認可は、次の場合にはこれを拒絶しなくてはならない。

- 一 申請人が、連邦憲法裁判所の裁判により、基本権を喪失しているとき。
- 二 申請人が、刑事裁判所の有罪判決により、高等官に就く資格を有しないとき。
- 三 申請人が、確定判決をもって弁護士の職を剝奪され、かつ、判決の確定より、8年をいまだ経過していないとき。5号の適用は、これにより妨げられない。
- 四 申請人に対し、裁判官弾劾手続において罷免の確定判決が下され、あるいは、分限処分手続において法的问题処理機構の職から追放する旨の確定判決が下されているとき。
- 五 申請人が、弁護士の業務を行うことに適さないことを示す行為を、有責

に行っていたとき。

- 六 申請人が、自由権に立脚した民主的な基本秩序を、刑事上罰せられる方法によって覆そうとしているとき。
- 七 申請人が、身体の故障、心神耗弱または中毒症のため、弁護士の業務を適正に行う能力を、継続して欠いているとき。
- 八 申請人が、弁護士の業務、わけでも、法的問題処理機構の独立の一機関としてのその地位にそぐわない活動を行い、あるいは、その独立性に対する信頼を損なう可能性のある活動を行っているとき。
- 九 申請人が、財産欠損状態に陥っているとき。申請人の財産について倒産手続が始まり、あるいは申請人が、倒産裁判所または執行裁判所が所管する登録簿（倒産法第26条第2項、民事訴訟法第915条）に登録されたときは、財産欠損状態にあるものと推定する。
- 十 申請人が、裁判官、高等官、職業軍人または一時的に軍人であるとき。ただし、申請人が、委託されたその職務を名誉官職として行い、あるいは、その権利と義務が、1997年2月18日の議員法（BGB1.I S.297）第5条、第6条、第8条および第36条ないしはこれに準じる法規定に基づくものであるときは、この限りではない。

第8条〔申請についての判断〕

- (1) 弁護士としての認可の申請については、州司法行政機関が判断する。
- (2) 州司法行政機関は、判断に先立ち、申請人が認可を求めている地域（第18条）の弁護士会の理事会から意見書を求める。意見書においては、申請人自身に関して問題となりうる認可拒絶事由すべてについて、一括して意見を述べるものとする。
- (3) 当該弁護士会理事会は、遅滞なく意見書を提出するものとする。理事会が、2ヶ月以内に意見書を提出できないときは、州司法行政機関に対し、その障害となっている原因を適時に通知しなくてはならない。
- (4) 弁護士会理事会が、2ヶ月以内に、意見書を提出しないのみならず、障害となっている原因を通知することもないときは、州司法行政機関は、弁護士会理事会は拒絶事由を主張しないものと認定することができる。

第8条 a〔認可手続における医事鑑定〕

- (1) 第7条第7号の拒絶事由の判断に必要なときは、司法行政機関は、申請人に対し、それが定める適切な一定期間内に、それが指定する医師が作成した申請人の健康状態に関する鑑定書の提出を求める。鑑定書は、検診に基づくものでなくてはならないし、また、嘱託医がこれを必要と判断するときは、入院検診に基づくものでなくてはならない。鑑定の費用は、申請人の負担とする。
- (2) 第1項の処分には、理由を付さなくてはならず、また、申請人に対して送達しなくてはならない。申請人は、この処分に対し、送達後1ヶ月以内に、裁判所の判断を弁護士法院に求めることができる。申請人が認可を求めている地域を管轄する上級地方裁判所にある弁護士法院が、これを管轄する。
- (3) 申請人が、十分な理由なく、州司法行政機関の命令に従わないときは、弁護士としての認可を求める申請は、取り下げられたものとみなす。

第9条〔一定の場合における弁護士会の拒否をその内容とする意見書〕

- (1) 弁護士会の理事会が、申請人について、第7条第5号ないし第9号により弁護士としての認可を拒絶すべき事由があるとする内容の意見書を提出したときは、州司法行政機関は、弁護士としての認可を求める申請についての判断を中止し、意見書の認証謄本を申請人に対し送達する。ただし、司法行政機関は、第1文にあげた以外の拒絶事由からしてすでに認可を拒絶すべきときは、申請につき判断することができる。
- (2) 申請人は、送達から1ヶ月以内に、裁判所の判断を求める申立を弁護士法院にすることができる。申請人が認可を求めている地域を管轄する上級地方裁判所にある弁護士法院が、これを管轄する。
- (3) 申請人が裁判所の判断を求める申立をしないときは、弁護士としての認可を求める申請は、取り下げられたものとみなす。
- (4) 第2項の申立に基づき、裁判所が、弁護士会理事会が主張する拒絶事由は存在しないと判断し、これが確定したときは、州司法行政機関は、裁判所の法の見解をふまえて、弁護士としての認可を求める申請について判断しなくてはならない。裁判所が、弁護士会理事会が主張した拒絶事由があると判断

したときは、その裁判の確定により、弁護士としての認可の申請は拒絶されたものとみなす。

第10条〔認可手続の中止〕

- (1) 弁護士としての認可の申請についての判断は、申請者に対し刑事上罰すべき行為ありとの嫌疑により捜査手続または刑事裁判手続が係属しているときは、これを中止することができる。
- (2) 申請人に対して、公職に就く資格を失なわせることとなる犯罪を理由に、公訴が提起されたときは、申請についての判断を中止しなければならない。
- (3) ただし、弁護士としての認可の申請が、捜査手続または刑事裁判所の手続の結果如何にかかわらず拒絶されるべきときは、申請について判断しなければならない。

第11条〔州司法省の拒絶の裁決に対する申立〕

- (1) 州司法行政機関の弁護士としての認可申請を拒絶する裁決には、理由を付さなければならない。裁決はこれを申請人に送達しなければならない。
- (2) 拒絶の裁決に対しては、その送達後1ヶ月以内に、申請人は裁判所の判断を求める申立を弁護士法院にすることができる。申請人がはじめて認可を求めている地域を管轄する上級地方裁判所にある弁護士法院が、これを管轄する。
- (3) 州司法行政機関が、十分な理由なく弁護士職への認可を求める申請に対し3ヶ月以内に裁決をしなかったときは、申請人は裁判所の判断を求めることができる。

第12条〔認可証書〕

- (1) 申請人は、弁護士としての認可につき、州司法行政機関が作成した証書の正本を受ける。
- (2) 弁護士としての認可は、証書の交付により効力を生ずる。証書は、業務に関する賠償責任保険の締結(第51条)が証明され、あるいは、暫定的な補償引受がなされた後にはじめてこれを交付することができる。
- (3) 認可を受けた後、申請人は「弁護士」というその職業を表示する称号を使用する権限を有する。

第13条〔認可の消滅〕

弁護士としての認可は、弁護士の職からの排除を命じる判決の確定により消滅する。

第14条〔認可の撤回とその取消〕

(1) 弁護士としての認可は、それが判明していれば認可が拒絶されたはずの事実が後に明らかになったときは、将来に向けてこれを撤回しなくてはならない。

(2) 以下の場合には、弁護士としての認可は、これを取り消さなければならない。

- 一 当該弁護士が、連邦憲法裁判所の裁判により基本権を剝奪されたとき。
- 二 弁護士が、刑事有罪判決を受けたために、公職に就く資格を失ったとき。
- 三 弁護士が、身体の故障、心神耗弱あるいは中毒症のため、弁護士の業務を適正に行う能力を継続して欠くとき。ただし、当該弁護士が弁護士にとどまっても、法的問題処理機構を害するおそれのない場合は、この限りではない。
- 四 弁護士が、州司法行政機関に対し、弁護士としての認可に基づいて生じる権利を書面をもって放棄したとき。
- 五 弁護士が、終身の裁判官もしくは高等官に任命され、または、職業軍人の職務に就き、あるいは、議員法第6条もしくはこれに準じる法規定により、再びかつての終身の裁判官、高等官もしくは職業軍人の職務関係に復し、かつ、弁護士としての認可に基づいて生じる権利を放棄しないとき。
- 六 弁護士の裁判所での認可が、第35条第1項に基づき取り消されたとき。
- 七 弁護士が、財産欠損状態に陥ったとき。ただし、これにより権利保護を求める市民の利益が害されるおそれのない場合は、この限りではない。当該弁護士の財産について倒産手続が始まり、または、倒産裁判所または執行裁判所が所管する登録簿（倒産法第26条第2項、民事訴訟法第915条）に登録されたときは、財産欠損状態にあるものと推定する。

八 弁護士が、その職業、わけても、法的問題処理機構の独立の一機関としてのその地位にそぐわない活動を行い、あるいは、その独立性に対する信頼を損なう可能性のある活動を行っているとき。ただし、認可の取消が、当該弁護士にとり、受認すべき限度を超えた過酷なものとなる場合には、この限りではない。

九 弁護士が、法定されている業務に関する賠償責任保険（第51条）を維持していないとき。

- (3) 認可を拒絶すべきであった事由がもはや存在しないときは、弁護士会理事会の意見を聴いた上で、弁護士としての認可の撤回は、これを行わないことができる。

第15条〔取消手続における医事鑑定〕

第14条第2項第3号に基づく弁護士としての認可の取消に関する手続においては、第8条a第1項および第2項ならびに第16条第6項を準用する。鑑定書が、十分な理由なく、州司法行政機関が定めた期間内に提出されないときは、当該弁護士は、その鑑定により明らかとされるべき第14条第2項第3号の事由に基づいて、その業務を適正に行う能力を継続して欠いているものと推定する。

第16条〔撤回ないしは取消手続〕

- (1) 弁護士としての認可の撤回または取消は、当該弁護士が認可を受けた州の司法行政機関がこれを行う。
- (2) 認可の撤回または取消に先立ち、当該弁護士および弁護士理事会の意見を聴かなければならない。
- (3) 弁護士が、精神病、または、身体的障害、精神あるいは心神障害のため、撤回ないしは取消手続において自らの権利を擁護することができない状態にあるときは、区裁判所は、州司法行政機関の申立に基づき、当該手続において法定代理人となる監護人を選任する。民法第1896条ないし第1908条iに基づく監護命令手続に関する非訟事件手続法の規定を準用する。監護人には、弁護士を選任するものとする。
- (4) 撤回または取消処分には理由を付さなければならない。その処分は、これ

を当該弁護士に送達し、そしてまた、弁護士会理事会に通知しなければならない。

- (5) 弁護士としての認可の撤回または取消に対しては、当該弁護士は、処分の送達後1ヶ月以内に、裁判所の判断を弁護士法院に求めることができる。弁護士が認可を受けた地域を管轄する上級地方裁判所にある弁護士法院が、これを管轄する。
- (6) 裁判所の判断を求める申立は、執行停止の効力を有する。州司法行政機関が、より重要な公益確保のために、その処分の即時の執行を特に命じたときは、執行停止の効力は生じない。第14条第2項第9号の場合には、原則としてこの命令を発する。処分の即時の執行を必要とする特別の利益は、その理由を書面をもって付さなくてはならない。弁護士の申立に基づき、弁護士法院は、緊急の場合には口頭弁論を経ずに、執行停止の効力を回復させることができる。この裁判に対しては不服を申し立てることができない。弁護士法院は、いつでもこの裁判を取り消すことができる。
- (7) 即時の執行が命じられたときは、第155条第2項、第4項および第5項、第156条第2項、第160条第2項ならびに第161条を準用する。

第17条〔職業表示称号使用資格の消滅〕

- (1) 弁護士としての認可の消滅、撤回または取消により、その職業を表示する「弁護士」の称号を称する権限は消滅する。以前の称号である旨を示す文言を付け加えてこの称号を称することも、これをしてはならない。
- (2) 州司法行政機関は、高齢または身体上の疾病のために弁護士としての認可に基づく権利を放棄する弁護士に対し、引き続き弁護士と称することを許可することができる。州司法行政機関は、あらかじめ弁護士会理事会の意見を聴かなければならない。
- (3) 弁護士に、弁護士としての認可の消滅、撤回または取消をもたらす事情が後に生じたときは、州司法行政機関は、第2項によって付与した許可を取り消すことができる。州司法行政機関は、許可の取消に先立ち、かつて弁護士であったその者および弁護士会理事会の意見を聴かなければならない。

第2節 裁判所における認可

第18条〔分属制〕

- (1) すべての弁護士は、通常裁判権を有する特定の裁判所における認可を受けなければならない。
- (2) 最初の裁判所での認可は、弁護士としての認可と同時にこれを付与する。
- (3) 弁護士は、他の裁判所での認可を受けるためののみ、すでに取得している裁判所での認可に基づく権利を放棄することができる。

第19条〔裁判所での認可の申請〕

- (1) 特定の裁判所での認可は、申請に基づいてこれを付与する。
- (2) 申請については、州司法行政機関が判断する。判断に先立ち、申請人が弁護士としての認可を受けようとする地域の弁護士会理事会の意見を聴かなければならない。
- (3) 申請は、本法に掲げる理由に基づいてのみ、これを拒絶することができる。

第20条〔認可の拒絶〕

- (1) 申請にかかる裁判所での認可は、以下の場合には、原則としてこれを拒絶するものとする。
 - 一 申請人が、認可を受けようとする地方裁判所の管轄地域内で、最近5年以内に終身の裁判官または高等官として任用されていたとき。
 - 二 申請人の配偶者または配偶者であった者が当該裁判所に勤務するとき。
 - 三 申請人が、当該裁判所の裁判官と直系の血族または姻族、あるいは三親等以内の傍系の血族もしくは二等親内の姻族であるとき、もしくはあったとき。
 - 四 申請人が、いまだ地方裁判所または区裁判所における弁護士として5年間活動した経歴がないまま、上級地方裁判所での認可を受けようとするとき。
- (2) 認可は、申請にかかる裁判所ではこれ以上弁護士の認可をする必要がないということを理由に、これを拒絶してはならない。

第21条〔裁判所の判断を求める申立〕

- (1) 裁判所での認可を拒絶する裁決には理由を付さなければならない。裁決は

これを申請人に送達しなければならない。

- (2) 拒絶の裁決に対して、申請人は、送達後1ヶ月以内に、裁判所の判断を弁護士法院に求めることができる。申請人が弁護士としての認可を受けようとする地域を管轄する上級地方裁判所にある弁護士法院が、これを管轄する。
- (3) 第11条第3項は、これを準用する。

第22条〔削除〕

第23条〔区裁判所と地方裁判所への重疊的認可〕

区裁判所での認可を受けた弁護士は、その申請に基づき、当該区裁判所がその管轄地域に所在する地方裁判所での認可を、重疊的に受けることができる。

第24条〔削除〕

第25条〔上級地方裁判所での認可の専属性〕

上級地方裁判所での認可を受けた弁護士は、同時に他の裁判所での認可を受けることはできない。

第26条〔弁護士の宣誓〕

- (1) 弁護士は、最初の認可を受けた後直ちに、認可を受けた裁判所での公開の期日において、次の宣誓をしなければならない。

「私は、全知全能の神に対し、その思し召すままに、憲法上の秩序を守り、弁護士の業務を誠実に履行することを誓います。」

- (2) 宣誓は宗教的な誓詞を用いなくても行うこともできる。
- (3) 宣誓を行うにあたり、宣誓者は右手を挙げるものとする。
- (4) 法律が、ある宗教団体の構成員に、宣誓に代えて他の誓詞様式によることを許しているときは、その宗教団体の構成員となっている弁護士は、その誓詞様式を述べることができる。
- (5) 宣誓については、宣誓文言も記載した調書を作成しなくてはならない。調書には、当該弁護士および裁判長が署名しなければならない。調書は、弁護士の身上記録にこれを綴らなければならない。

第27条〔法律事務処〕

- (1) 弁護士は、認可を受けた裁判所がある地に、その法律事務処を設置しなければならない。弁護士が、異なる地にある複数の裁判所において重疊的に認

可を受けているときは、最初の認可を受けた裁判所がある地に法律事務処を設置しなければならない。州司法行政機関は、隣接する複数の地を、本条の意味においては一つの地とみることができる旨を定めることができる。

- (2) 区裁判所での認可を受けた弁護士は、当該裁判所がある地に代えて、その裁判所の管轄地域内の他の地に法律事務処を設置することができる。

第28条〔支所および相談日〕

- (1) 弁護士は、法律事務処の支所を設けてはならず、また、事務処以外の場所において相談日を設けてはならない。ただし、州司法行政機関は、地理的關係から適正な法的問題処理機構の利益のために絶対必要と考えられるときは、これを許すことができる。あらかじめ、弁護士会理事会の意見を聴かななければならない。
- (2) 許可は、これを取り消すことができる。取消に先立ち、当該弁護士および弁護士会理事会の意見を聴かななければならない。
- (3) 許可を拒絶し、または取り消す裁決には、理由を付さなければならない。裁決は、これを弁護士に送達しなければならない。この裁決に対して、弁護士は、送達後1ヶ月以内に、裁判所の判断を弁護士法院に求めることができる。弁護士が認可を受けた地域を管轄する上級地方裁判所にある弁護士法院が、これを管轄する。

第29条〔事務処設置義務の例外〕

- (1) 州司法行政機関は、法的問題処理機構の利益ため、または過酷な結果を回避するため、弁護士に対し、第27条の義務を免除することができる。あらかじめ、弁護士会理事会の意見を聴かななければならない。
- (2) 適正な法的問題処理機構の利益のために必要なときは、免除を取り消すことができる。取消に先立ち、当該弁護士および弁護士会理事会の意見を聴かななければならない。
- (3) 免除の申請を拒絶し、または条件付きでのみ免除を認め、あるいは免除を取り消す裁決には、理由を付さなければならない。裁決は、これを弁護士に送達しなければならない。この裁決に対しては、弁護士は、送達後1ヶ月以内に、裁判所の判断を弁護士法院に求めることができる。弁護士が認可を受

けた地域を管轄する上級地方裁判所にある弁護士法院が、これを管轄する。

(4) 第11条第3項は、これを準用する。

第29条 a〔外国の法律事務処〕

- (1) 本節の規定は、弁護士が外国においても法律事務処を設け、あるいはこれを維持することを妨げない。
- (2) 州司法行政機関は、法的問題処理機構の優越的な利益に反しない限り、もっぱら外国にその法律事務処を設ける弁護士に対し、第27条の義務を免除する。
- (3) 当該弁護士は、司法行政機関および弁護士会に、外国における法律事務処の所在地および自己の住所ならびにそれらの変更を通知しなくてはならない。第29条第1項第2文、第2項および第3項ならびに第11条第3項は、これを準用する。

第30条〔送達受領代理人〕

- (1) 弁護士が法律事務処を置く義務を免除されたときは、認可を受けた裁判所がある地に住所を有する常設の送達受領代理人を選任しなければならない。その所在地を異にする複数の裁判所での認可を重疊的に受けているときは、本来法律事務処をおくべき裁判所がある地（第27条第1項第2文）に、この送達受領代理人をおかななければならない。
- (2) 弁護士から弁護士への送達（民事訴訟法第198条、第212条 a）もまた、当該弁護士自身に対してこれを行うのと同じく、送達受領代理人に対してもこれを行うことができる。
- (3) 第1項に反して送達受領代理人が選任されないときは、送達は郵便に付することにより（民事訴訟法第175条、第192条、第213条）これを行うことができる。裁判所がある地の送達受領代理人に対して送達を実施できないときも同様とする。

第31条〔弁護士名簿への登録〕

- (1) 通常裁判権を有するすべての裁判所には、その裁判所での認可を受けた弁護士の名簿を備える。
- (2) 弁護士は、宣誓を行い（第26条）、住所を届け出、かつまた法律事務処を設

けた(第27条)後に、名簿に登録される。弁護士が第27条の義務を免除されたときは、宣誓の後に直ちに登録される。

- (3) 名簿には、認可および宣誓の日時、弁護士の住所および法律事務処を記載し、また、事務処外での相談日を設ける許可あるいは支所設置の許可を記載しなければならない。第29条第1項あるいは第29条a第2項の場合には、免除の内容を記載する。
- (4) 弁護士は、名簿への登録について証明書を受ける。
- (5) 弁護士が、住所または法律事務処を移転するときは、名簿に記載するため、これを州司法行政機関および認可を受けた裁判所に滞滞なく届け出なければならない。

第32条〔弁護士としての活動の開始〕

- (1) 弁護士としての活動を行う権限は、弁護士名簿への登録をもって開始する。
- (2) 弁護士が登録の前に行った行為の法律効果は、これにより影響を受けない。

第33条〔認可の変更〕

- (1) 弁護士は、従来の認可に基づく権利を放棄したときは、その申請に基づき、通常裁判権を有する他の裁判所での認可を受けることができる。放棄は、認可を与えた州司法行政機関に対し、書面によりこれを表明しなければならない。
- (2) 弁護士に対して弁護士裁判所手続、刑事上罰すべき行為ありとの嫌疑に基づく捜査手続または刑事裁判手続が係属しているときは、他の裁判所での認可の申請についての判断は、これを中止することができる。
- (3) 申請は、弁護士が他のドイツの州で弁護士の認可を受けたことを理由に、これを拒絶することはできない。
- (4) 従前の認可(第18条第1項)は、弁護士が他の裁判所での認可を受けた後に、認可を与えた州司法行政機関がこれを取り消す。

第33条a〔裁判所設置の変更に伴う認可の変更〕

裁判所の設置構成が変更されたときは、弁護士は、その変更前に認可を受け

ていた裁判所に代わって、その法律事務処がある地を新たに管轄することとなった通常裁判権を有する裁判所での認可を受ける。

第34条〔認可の消滅〕

裁判所での認可は、以下の場合に消滅する。

- 一 弁護士としての認可が消滅したとき（第13条）。
- 二 弁護士としての認可が撤回または取り消されたとき（第14条ないし第16条）。
- 三 裁判所の設置構成の変更（第33条 a）により、弁護士が他の裁判所での認可を受けたとき。

第35条〔裁判所での認可の取消〕

(1) 裁判所での認可は、以下の場合にはこれを取り消すことができる。

- 一 弁護士が、裁判所でののはじめての認可を受けた後3ヶ月以内に、第26条の宣誓を行わないとき。
- 二 弁護士が、裁判所での認可を受けた後3ヶ月以内に、第27条により定められた地に法律事務処を設置すべき義務を履行しないとき。
- 三 弁護士が、第29条第1項または第29条 a 第2項による免除の際に課された条件を3ヶ月以内に履行しないとき。
- 四 弁護士が、法律事務処を設置すべき義務を免除され（第29条第1項、第29条 a 第2項）、または従前の送達受領代理人が欠けた後3ヶ月以内に、送達受領代理人を選任しないとき。
- 五 弁護士が、第27条の義務の免除を受けることなく、その法律事務処を廃止したとき。
- 六 第20条第1項第2号または第3号により裁判所での認可を拒絶すべき要件が、認可の後または認可の変更（第33条 a）の結果はじめて生じたとき。

(2) 認可は、州司法行政機関がこれを取り消す。取消に先立ち、当該弁護士および弁護士会理事会の意見を聴かなければならない。取消処分には理由を付さなければならない。処分はこれを弁護士に送達し、弁護士会理事会に通知しなければならない。認可の取消に対し、弁護士は、処分の送達後1ヶ月以

内に、裁判所の判断を弁護士法院に求めることができる。弁護士が認可を受けた地域を管轄する上級地方裁判所にある弁護士法院が、これを管轄する。第16条第6項は、これを準用する。

第36条〔弁護士名簿からの抹消〕

- (1) 弁護士は、死亡の場合の外、以下の場合に認可弁護士名簿（第31条）から抹消される。
 - 一 裁判所での認可が消滅したとき（第34条）。
 - 二 裁判所での認可が取り消されたとき（第33条第4項、第35条）。
- (2) 弁護士が登録を抹消される前に行った法的行為は、弁護士がその行為を行った時点においては、もはや弁護士として活動することが許されてはおらず、あるいは、もはや裁判所において代理することが認められていなかったことを理由に、無効とならない。抹消前に弁護士に対して行われた法的行為も同様である。

第36条 a〔職権探知、協力義務および手続に関係する情報の提供〕

- (1) 州司法行政機関は、職権をもって事実関係を調査する。州司法行政機関は、その義務裁量の下で必要と考える証拠方法を用いる。
- (2) 手続に関与する申請人ないし弁護士は、事実関係の探知に協力するものとし、また、必要があるときは、証拠方法の利用を認める旨を宣言するものとする。州司法行政機関が、申請人ないし弁護士が協力を拒否したために、事実関係を十分に解明できないときは、その法的利益の確保を求める申請は、これを却下しなくてはならない。申請人ないし弁護士に対しては、この法的効果を指摘しなくてはならない。
- (3) 裁判所および官庁は、それが、弁護士としての認可および裁判所での認可、または、許可、免除もしくは弁護士としての認可の撤回または取消、あるいは、警告手続または弁護士裁判所手続を行うためには必要と考える個人情報、情報提供によって保護に値する関与者の利益が害されないか、または、公的利益が関与者の秘密保持の利益を上回る場合には、判断にあたる当局に通知する。この場合の対応を特に定めた規定に反するときは、通知はこれを行わない。

第4節 認可事件における裁判所の判断を求める申立の手續

第37条〔申立の方式〕

裁判所の判断を求める申立は、弁護士法院に対し、書面によりこれを行わなくてはならない。

第38条〔弁護士会が拒絶を相当とする意見書を提出した場合の申立〕

- (1) 弁護士会理事会が拒絶を相当とする意見書を提出した場合（第9条）における裁判所の判断を求める申立においては、弁護士会をその相手方としなければならない。
- (2) 申立人は、不服とする意見書を摘示しなければならない。申立においては、弁護士会理事会の挙げる拒絶の事由が存在しないことの確認を求める。申立を理由づける事実および証拠方法は、これを個別に掲げるものとする。
- (3) 州司法行政機関は、この手續に参加することができる。

第39条〔州司法行政機関の裁決および処分の場合の申立〕

- (1) 州司法行政機関の裁決または処分に対し裁判所の判断を求める申立は、州司法行政機関をその相手方としなければならない。州司法行政機関が、3ヶ月以内に裁決を下さなかったことに基づき、裁判所の判断を求める申立も同様とする。
- (2) 申立人は、不服とする裁決または処分を摘示しなければならない。申立人は、さらに、不服とする裁決または処分はどの範囲で取り消されるべきか、または、州司法行政機関はどのような職務行為を義務づけられるべきかを示さなければならない。州司法行政機関が、3ヶ月以内に裁決を下さなかったことに基づき裁判所の判断を求める申立をするときは、どのような職務行為を求めたのかを示さなければならない。申立を理由づける事実および証拠方法は、これを個別に掲げるものとする。
- (3) 州司法行政機関が、裁量によって判断する権限を与えられている限りにおいては、申立は、法律の定める裁量の範囲を超えていること、または、その権限を与えた目的にかなわなかったり裁量権が行使されたことを理由としてのみ、これを行うことができる。

第40条〔弁護士法院における手續〕

- (1) 弁護士法院は、裁判所の判断を求める申立がなされたことを相手方に通知し、かつ、裁判長の定める期間内に陳述するよう催告する。弁護士会が相手方ではない場合においても、裁判所の判断を求める申立はこれを弁護士会に通知し、同時に、意見を述べる機会を与える。また、口頭弁論の期日は、これを弁護士会に通知しなくてはならない。弁護士会理事会が拒絶を相当とする意見書を提出した場合の裁判所の判断を求める申立については、弁護士法院はこれを州司法行政機関にも通知する。
- (2) 弁護士法院は、申立につき、口頭弁論に基づいて判断する。ただし、関与者が明示的に口頭弁論を放棄したときには、これを要しない。
- (3) 口頭弁論は非公開とする。州司法行政機関の代理人、上級地方裁判所長官またはその受託者、上級地方裁判所検事局の高等官および弁護士会理事会の理事またはその代理人には、弁論の傍聴を許す。弁護士法院は、関与者の意見を聴いた上で、その他の者も傍聴人として在廷させることができる。申立人の請求があるときは、公開しなければならない。また、他の関与者が申し立てたときは公開することができる。この場合には、裁判所構成法の公開に関する規定を、その趣旨に従って準用する。
- (4) この手続には、以上のほか、非訟事件手続法の規定を準用する。

第41条〔弁護士法院の裁判〕

- (1) 弁護士法院は、申立につき決定をもって判断を下し、この決定には理由を付さなければならない。申立人に不利な判断を下すには、3分の2の多数を必要とする。
- (2) 弁護士法院は、弁護士会理事会の拒絶を相当とする意見書(第38条)にあたってなされた裁判所の判断を求める申立を理由ありと判断するときは、弁護士会理事会のあげる拒絶事由が存在しないことを確認する。弁護士法院が、申立を理由なしとして棄却するときは、同時に、弁護士会理事会のあげた拒絶事由が存在することを確認する。
- (3) 弁護士法院は、州司法行政機関の裁決または処分に対する不服申立(第39条)を理由ありとするときは、その裁決または処分を取り消す。申立が拒絶の裁決に対してなされており、かつ、事案が判断に熟しているときは、弁護

士法院はこれと同時に、州司法行政機関は申請にかかる職務行為をなすべき義務を負っていることを宣言する。事案がまだ判断に熟していないときは、弁護士法院はこれと同時に、州司法行政機関は裁判所の法的見解を遵守して申立人に対する裁決を下すべき義務を負っていることを宣言する。

- (4) 弁護士法院は、州司法行政機関が十分な理由なく申立人に対して裁決を下さなかったために、申立人が不利益を被っていると判断するときは、州司法行政機関は、申立人に対して裁決を下すべき義務を負っていることを宣言する。
- (5) 弁護士法院は、州司法行政機関が手続に参加していない場合であっても、第38条の申立に対して下された決定を、州司法行政機関に送達する。

第42条〔即時抗告〕

- (1) 申立人は、弁護士法院が申立人の以下の請求を棄却したときは、その弁護士法院の裁判に対し、即時抗告をすることができる。
- 一 弁護士会理事会の意見書にあげられた拒絶事由が存在しないことの確認
 - 二 弁護士としての認可
 - 三 弁護士としての認可の撤回または取消の取消
 - 四 裁判所での認可
 - 五 裁判所での認可取消の取消
- (2) 州司法行政機関は、弁護士法院が第1項の場合において州司法行政機関の裁決または処分を取り消したときは、即時抗告をすることができる。さらに、弁護士法院が第38条の申立について裁判をしたときは、州司法行政機関は、第一審手続に参加していなかった場合でも、独立して即時抗告をすることができる。
- (3) 弁護士会は、弁護士法院が第38条の申立に基づいて弁護士会理事会のあげた拒絶事由が存在しないことを確認したときは、即時抗告をすることができる。
- (4) 即時抗告は、2週間以内に、弁護士法院に対して書面によりこれを行わなければならない。即時抗告は、執行停止の効力を有する。
- (5) 即時抗告については連邦通常裁判所が裁判する。連邦通常裁判所はまた、

執行停止効の回復の申立(第16条第6項、第35条第2項)についても判断する。

- (6) 連邦通常裁判所の手続については、第40条第2項および第3項を準用する。以上のほか、非訟事件手続法の規定をその趣旨に従って準用する。

第5節 専門弁護士の称号

第42条 a 乃至第42条 d〔削除〕

第3章 弁護士の権利および義務ならびに弁護士の職業上の協力関係

第1節 総則

第43条〔一般的な職業上の義務〕

弁護士は、良心に従ってその業務を行わなければならない。弁護士は、その業務の内外を問わず、弁護士という地位が要求する尊敬と信頼にふさわしい態度をとらなければならない。

第43条 a〔弁護士の基本的義務〕

- (1) 弁護士は、その独立性を損なうおそれのあるいかなる義務も、これを引き受けてはならない。
- (2) 弁護士は守秘義務を負う。この義務は、弁護士がその業務を行うにあたり知ることとなったすべての事項におよぶ。公知の事実またはその意義からして秘密保持の必要がない事実については、その対象外とする。
- (3) 弁護士は、その業務を行うにあたり、事に則さない行動をとってはならない。事に則さないとは、わけても、故意に真実に反することを伝播させる行動、あるいは、他の関与者もしくは手続経過からして何らその契機がない名誉を毀損する発言となる行動をいう。
- (4) 弁護士は、相反する利益をともに代理してはならない。
- (5) 弁護士は、弁護士に委託された財産の取扱にあたっては、必要な注意を払う義務を負う。他人の金銭は、直ちにその受領権者に引き渡すか、あるいは、別個の口座に振り込まなくてはならない。
- (6) 弁護士は、継続して研鑽に努める義務を負う。

第43条 b〔宣伝〕

弁護士の宣伝は、それが、業務の形態およびその内容を事に則して報告し、

かつ、個別事件の委任を受けることに向けられていないものに限りに、これを行うことができる。

第43条c〔専門弁護士〕

- (1) ある法領域につき特別の見識と経験を取得した弁護士に対しては、その所属する弁護士会は、専門弁護士の称号を名乗る権限を与えることができる。専門弁護士の称号は、行政法、税法、労働法および社会法についてこれを与える。この権限は、最高二つの法領域について与えることができる。
- (2) この権限の付与を求める弁護士の申請については、弁護士会の設ける委員会が、当該弁護士から提出された特別の見識と経験の取得についての証明を審査した後、弁護士会理事会が、当該弁護士に対し送達すべき裁決をもって、これを判断する。
- (3) 弁護士会理事会は、各専門領域毎に委員会を設け、その構成員を任命する。一つの委員会は、最低3名の弁護士により構成される。この弁護士は、複数の委員会の構成員を兼ねることができる。第75条および第76条は、これを準用する。複数の弁護士会は、共同の委員会を設けることができる。
- (4) 後に、それが判明していれば許可は拒絶されていたはずの事実が判明したときは、弁護士会理事会は、専門弁護士の称号を名乗る権限を、将来に向けて撤回することができる。職業規則が規定する、継続して研鑽に努めることを怠った場合には、これを取り消すことができる。

第44条〔受任拒否の通知〕

弁護士は、業務の依頼を受け、その依頼を引き受ける用意のないときは、遅滞なく受任しない旨を知らせなければならない。弁護士が、この通知を、その責に帰すべき事由により遅滞したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

第45条〔業務の禁止〕

- (1) 弁護士は、以下の場合は、その業務を行ってはならない。
 - 一 弁護士が、裁判官、仲裁人、検察官、公務員、公証人、公証人職務代行または公証人の管理人として、すでに同一の事件に関与していたとき。
 - 二 弁護士が、公証人、公証人職務代行または公証人の管理人として、証書

を作成し、その証書の法的効力または解釈が争われているか、あるいは、それに基づき執行が行われるとき。

三 弁護士が、倒産管財人、相続財産管理人、遺言執行者、財産管理人またはそれと同種の役割を担う者としてすでに関与した事件において、その弁護士が管理していた財産の帰属者を相手方とするとき。

四 弁護士が、その弁護士としての活動外または第59条 a 第 1 項第 1 文の意味におけるその他の活動外において、業務上同一の事件にすでに関与していたとき。ただし、当該の業務活動を終えたときは、別とする。

(2) 弁護士は、以下のことをしてはならない。

一 弁護士としてすでにかかわった、管理に服すべき財産の帰属者を相手とする事件に、倒産管財人、相続財産管理人、遺言執行者、財産管理人またはそれと同種の役割を担う者として関与すること。

二 弁護士としてすでにかかわった事件に、その弁護士としての活動外または第59条 a 第 1 項第 1 文の意味におけるその他の活動外において、業務上関与すること。

(3) 第 1 項および第 2 項の制限は、当該弁護士と共同事務所形態を営み、またはその他の形で合同してその業務を行いあるいは行っていた弁護士およびその他の職業に従事する者にもこれを適用するとともに、その限りにおいては、これらの者のうちの 1 人が、第 1 項および第 2 項の意味において関与していた場合においてもまた、これを適用する。

第46条〔継続的な雇用関係にある弁護士〕

(1) 弁護士が、依頼者と、継続的な雇用関係またはこれに類する勤務関係に基づき、その労働時間および労働力を費やさなければならない関係にあるときは、その依頼者のために、裁判所または仲裁裁判所において弁護士として活動してはならない。

(2) 弁護士は、以下の場合には、その業務を行ってはならない。

一 弁護士が、継続的な雇用関係またはこれに類する勤務関係の下で法律相談にあたるその他の相談人として、法的ケアをするかたちで、同一事件にすでに関与していたとき。

- 二 弁護士が、すでに弁護士として同一事件に関与していた場合に、継続的な雇用関係またはこれに類する勤務関係の下で法律相談にあたるその他の相談人となること。
- (3) 第2項の制限は、当該弁護士と共同事務所形態を営み、またはその他の形で合同してその業務を行いあるいは行っていた弁護士およびその他の職業に従事する者にもこれを適用するとともに、その限りにおいては、これらの者のうちの1人が、第2項の意味において関与していた場合においてもまた、これを適用する。

第47条〔公務員の職にある弁護士〕

- (1) 終身任用でない裁判官または高等官として任用されている弁護士、期間を定めて兵士として召集された弁護士、あるいは、一時的に公務員の職にある弁護士は、受託したその任務を名誉職として行う場合を除き、弁護士としての業務を行ってはならない。ただし、州司法行政機関は、法的問題処理機構の利益を害するおそれのないときは、当該弁護士の申請に基づき、弁護士のためにその代理人を選任し、または弁護士が自らその業務を行うことを許可することができる。
- (2) 弁護士が、高等官に任用されることなく公職につき、かつ、その公職を規律する法令より弁護士としての業務を自ら行うことが許されないときは、州司法行政機関は、その申請に基づき、当該弁護士のためにその代理人を選任することができる。
- (3) 第1項第2文および第2項の申請についての判断に先立ち、弁護士会理事会の意見を聴かなくてはならない。

第48条〔訴訟代理の引受義務〕

- (1) 弁護士は、以下の場合には、裁判所の手続において、一方の当事者の代理または補佐を引受けなければならない。
- 一 民事訴訟法第121条、労働裁判所法第11条 a または他の法規に基づき、当事者の権利を保護するために、当面无報酬で当事者への付添を命じられたとき。
- 二 民事訴訟法第78条 b および第78条 c に基づき、当事者への付添を命じら

れたとき。

三 民事訴訟法第625条に基づき、輔佐人として相手方への付添を命じられたとき。

(2) 重大な理由があるときは、弁護士は、付添命令の取消を申し立てることができる。

第49条〔必要的弁護、必要的補佐〕

(1) 弁護士は、刑事訴訟法または秩序違反に関する法律の規定により弁護人に選任されたとき、または、刑事事件における国際司法共助に関する法律の規定により補佐人に選任されたときは、弁護または補佐を引き受けなくてはならない。

(2) 第48条第2項はこれを準用する。

第49条 a〔法律相談扶助引受義務〕

(1) 弁護士は、法律相談扶助法が定める法律相談扶助を引き受けなければならない。弁護士は、個々の場合において、重大な事由があるときは、法律相談扶助を拒むことができる。

(2) 弁護士は、低所得層の権利保護を求める市民に対する法律相談のために弁護士職層が設置する施設に協力しなければならない。弁護士は、個々の場合において、重大な事由があるときは、協力を拒むことができる。

第49条 b〔報酬〕

(1) 連邦弁護士報酬法が別に定めている場合を除き、それが規定するより少額の報酬ならびに経費を合意しあるいは要求することは許されない。弁護士は、個別事件において、依頼者個人に関わる特別の事情、わけても依頼者の困窮状況を考慮し、受任事務終了後、報酬または経費を減額ないしは免除することができる。

(2) 報酬ないしはその額を、事件の結果あるいは弁護士としての活動の成果にかからせる(成功報酬)合意、または、弁護士が勝訴により得た金額の一部を取得する旨(勝訴割合報酬)の合意は、これをしてはならない。

(3) 依頼の斡旋に対して、報酬の一部またはその他の利益を交付し、また受領することは、弁護士との関係であれ、あるいはどのような第三者との関係で

あれ、許されない。ただし、連邦弁護士報酬法第52条の範囲を越える活動をした他の弁護士に対して報酬を与えることはできる。仕事をしたことに対し報酬を与えるに当たっては、関与した弁護士の責任および責任を負わされる危険ならびにその他の事情を考慮しなくてはならない。このような報酬に関する合意を、依頼者の紹介の条件としてはならない。複数の弁護士が受任したときは、協同して事件を処理し、そして、その仕事内容、責任および責任を負わされる危険に応じた妥当な割合において、弁護士間で報酬を分けることができる。第2文および第3文は、連邦通常裁判所で認可を受けている弁護士および専ら上級地方裁判所だけで認可を受けている弁護士には、これを適用しない。

- (4) 報酬債権を取得した弁護士は、受任した弁護士と同じ守秘義務を負う。報酬債権を、弁護士として認可されていない第三者に譲渡し、あるいはその取り立てを委ねてはならない。ただし、その債権が裁判をもって確定され、そして第1回目の執行の試みが成功しなかったとき、および弁護士が、書面により、依頼者から明示的な同意をえたときはこの限りではない。

第50条〔弁護士の手元記録〕

- (1) 弁護士は、手元記録を作成して、その活動を整理された形で示せるようにしておかなくてはならない。
- (2) 弁護士は、委任の終了後5年間、手元記録を保管しておかなければならない。ただし、この義務は、弁護士が依頼者に手元記録を受領するよう催告し、依頼者がこの催告を受けた後6ヶ月以内にこの催告に応じないときは、先の期間の満了前に消滅する。
- (3) 弁護士は、報酬および費用の支払いを受けるまで、依頼者に手元記録の引渡しを拒むことができる。ただし、手元記録または個々の書類を渡さないことが、諸々の事情に照らし不適切なときは、この限りではない。
- (4) 本条第2項および第3項の意味における手元記録とは、弁護士がその業務活動上依頼者からまたは依頼者のために受け取った書類のみを指し、弁護士と依頼者との間で取り交わされた手紙および依頼者が原本または謄本をすでに受領している書類はこれにあたらぬ。

- (5) 第4項は、弁護士が、その手持ち記録の管理にコンピューターを利用している場合に準用する。

第51条〔損害賠償責任保険〕

- (1) 弁護士は、その業務活動により財産上の損害に対して賠償責任を負うことになる危険をカバーするための業務に関する損害賠償責任保険を締結し、かつまた、認可を受けている期間を通じて、この保険を維持する義務を負う。この保険は、国内において事業を営む権限を有する保険業者が、保険監督法の定める基準ののった普通取引約款に従って引き受けたものでなくてはならず、また、民法第278条または第831条により弁護士が責任を負わなくてはならない財産上の損害をもその対象とするものでなくてはならない。
- (2) 保険契約は、弁護士に対する私法的な内容の法律上の賠償請求権を発生させる可能性のあるすべての義務違反を、その保険保護の対象とするものでなくてはならない。保険契約にあたっては、単一の委任の解決にあたり生じたすべての義務違反を、それが弁護士の行為によるものかそれとも弁護士が用いた補助者の行為によるものかを問わず、一個の保険事件とする旨を合意することができる。
- (3) 以下の責任は、これを保険の対象外とすることができる。
- 一 故意による義務違反に基づく損害賠償請求権
 - 二 外国に開設またはおかれた法律事務処ないしは事務所に関する活動に基づく損害賠償請求権
 - 三 ヨーロッパ外の法についての相談およびそれとの取り組みに関連した活動に基づく損害賠償請求権
 - 四 ヨーロッパ外の裁判所における弁護士の活動に基づく損害賠償請求権
 - 五 弁護士が雇用している者、その身内または共同経営者による横領に基づく損害賠償請求権
- (4) 最低保険額は、各保険事件につき、50万マルクとする。一保険年度内に生じたすべての損害に対する保険者の給付は、これを最低保険額の4倍の額に制限することができる。
- (5) 自己負担を最低保険額の100分の1までとする合意は、これをすることが

できる。

- (6) 保険契約においては、保険者は、所管の州司法行政機関および弁護士会に対して、保険契約の開始、終了または告知、ならびに、規定されている保険保護に影響を及ぼすすべての保険契約の変更を、遅滞なく通知する義務を負う旨の規定をおく。
- (7) 保険契約に関する法律第158条 c 第2項の意味における所管庁は、州司法行政機関とする。
- (8) 連邦司法省は、経済状況の変化にともない被害者に十分な保護を確保するために必要となったときは、連邦弁護士会の意見を聴いた上で、連邦参議院の同意の下、政令により最低保険額を改めることができる。

第51条 a〔損害賠償請求権の制限合意〕

- (1) 依頼者と弁護士間の契約関係に基づいた、過失に起因する損害の填補を求める依頼者の請求権は、これを次のように制限することができる。
 - 一 個々の場合における書面による合意により、最低保険額までとすること。
 - 二 その額までの保険保護があるときは、あらかじめ作成された契約条件により、軽過失の場合に関しては、最低保険額の4倍とすること。
- (2) 共同事務所形態の構成員は、共同事務所形態と依頼者間の契約関係に基づき、連帯債務者として責任を負う。個人としての損害賠償責任は、同じくあらかじめ作成された契約条件により、その独自の職業上の権限の枠内で依頼の処理にあたり、かつまたその名前が明記されている共同事務所形態にある個別構成員に、これを限定することができる。このような制限に同意する旨の宣言には、一切他の宣言がふくまれてはならず、かつまた依頼者がこれに署名しなくてはならない。

第51条 b〔損害賠償請求権の時効〕

依頼者と弁護士との間の契約関係から生じた依頼者の損害賠償請求権は、その請求権が発生したときから3年を経過したとき、ただし遅くとも委任事務終了後3年を経過したときは、時効により消滅する。

第52条〔復代理〕

- (1) 弁護士による代理を必要とする場合、訴訟代理人に選任された弁護士は、当該訴訟において自らも訴訟代理人となることができる弁護士に対してのみ、代理を委任することができる。
- (2) 受訴裁判所において訴訟代理人に選任された弁護士は、口頭弁論において、自らは訴訟代理人とはなることができない弁護士に、その補佐の下、当事者の権利の行使を委ねることができる。

第53条〔一般代理人の選任〕

- (1) 弁護士は、以下の場合、自己の代理人を置かなければならない。
 - 一 1週間を超えて、その業務を行うことを妨げられるとき。
 - 二 1週間を超えて、その法律事務処を不在にするとき。
- (2) 代理が1ヶ月の期間を超えず、かつ、当該弁護士と同一の裁判所での認可を受けた弁護士が代理を引き受けるときは、弁護士は、自ら代理人を選任することができる。その他の場合においては、代理人は、弁護士の申請により州司法行政機関がこれを選任する。
- (3) 州司法行政機関は、弁護士の申請により、当該年度中に生じる可能性があるすべての支障ある場合に備えて、当該弁護士のためにあらかじめ代理人を選任することができる。選任に先立ち、弁護士会理事会の意見を聴かなければならない。
- (4) 州司法行政機関は、弁護士に代理を委任すべきものとする。州司法行政機関は、このほかに、裁判官資格を有する者、あるいは、少なくとも12ヶ月間の研修を終えた司法修習生もまた、これを代理人に選任することができる。第7条および第20条第1項第1号ないし第3号は、これを準用する。
- (5) 第1項の場合において、弁護士が第2項第1文の処置をとらず、または第2項第2文による代理人選任の申請をしなかったときは、州司法行政機関は、職権により代理人を選任することができる。ただし、代理人の選任は、弁護士に対し、自ら代理人を選任するかまたは第2項第2文による申請をするようあらかじめ促し、加えて定められた期間が徒過されたときにはじめてこれを行うものとする。職権で代理人に選任された弁護士は、重大な事由がある場合のみ代理を拒むことができる。拒否が認められるか否かについて

は、弁護士会理事会の意見を聴いた上で、州司法行政機関がこれを判断する。

- (6) 第2項および第3項の場合には、弁護士は、代理人の選任を、自分が認可を受けている裁判所に届け出なければならない。第5項の場合には、代理人もまた、自分が選任されたことを裁判所に届け出る義務を負う。
- (7) 代理人は、自己が代理する弁護士の弁護士としての諸権限を有する。
- (8) 選任はこれを取り消すことができる。
- (9) 代理人は、独自の責任においてその活動を行うが、本人の利益のため、その計算と費用により、これを行う。民法第666条、第667条および第670条は、これを準用する。
- (10) 職権で選任された代理人は、法律事務所内に立ち入り、当該弁護士の管理下にある受託財産を含め、事務処に属するものを、その占有下におさめ、引き渡しを求め、そしてまた、処分する権限を有する。本人の指示に従う必要はない。本人は、代理人の活動を妨げてはならない。本人は、職権で選任された代理人に、相当な額の報酬を支払わなくてはならず諸般の事情からみて必要なときは、そのための担保を提供しなくてはならない。当事者が、報酬または担保の額を合意できないとき、または、負担する担保を提供しないときは、弁護士会理事会が、本人または代理人の申請に基づき、報酬額を決定する。代理人は、合意されあるいは定められた報酬の前払を受ける権限を有する。弁護士会が決定した報酬については、弁護士会が、保証人としてその責任を負う。

第54条〔弁護士の死亡後における代理人の法的行為〕

代理人が選任された弁護士が死亡した場合、その代理人が当該弁護士の登録簿からの抹消前に行った法的行為は、代理人選任の時点またはその行為を行った時点において弁護士がもはや生存していなかったことを理由に、無効とはならない。弁護士登録抹消前に代理人に対して行われた法律行為についても同様である。

第55条〔法律事務処清算人の選任〕

- (1) 弁護士が死亡した場合、州司法行政機関は、弁護士または裁判官資格を有

するその他の者を、法律事務処の清算人に選任することができる。第7条および第20条第1項第1号ないし第3号は、これを準用する。選任に先立ち、弁護士会理事会の意見を聴かなければならない。清算人は、原則として1年を超えてこれを選任してはならない。清算人が、未解決の事件をいまだ終わらせられないことを疎明したときは、その申請に基づき、各最高1年その任命を延長する。

- (2) 清算人は、未解決の事件を処理する義務を負う。清算人は、処理中の委任を引き続き行う。また、当初6ヶ月以内は、新たに委任を受けることもできる。清算人は、死亡した弁護士が有していた弁護士としての諸権限を有する。清算人は、当事者が他の方法でその権利の確保をはかっている限り、未解決の事件に関しては当事者から代理権を与えられた者とみなす。清算人は、自分が選任されたことを、死亡した弁護士が認可を受けていた裁判所に届け出なければならない。
- (3) 第53条第5項第3文および第4文、第9項ならびに第10項は、これを準用する。清算人は、相続人の計算の下、自己の名において、死亡した弁護士の費用請求権を主張する権限を有するが、費用確定手続以外は、その義務を負わない。
- (4) 選任はこれを取り消すことができる。
- (5) 清算人は、弁護士としての認可が消滅、撤回または取り消された元弁護士の法律事務処についても、これを選任することができる。

第56条〔弁護士会理事会に対する特別の義務〕

- (1) 監督事件および抗告事件において、弁護士は、弁護士会理事会または理事会の委託を受けた理事に情報を開示し、そしてまた、要求があるときは、手元記録を提出し、かつ弁護士会理事会または理事会の委託を受けた理事の前に出頭する義務を負う。弁護士がこれを行うとその守秘義務に反し、または、真実を答えあるいは手元記録を提出すると、その刑事上罰すべき行為、秩序違反あるいは職業上の義務違反を理由に追求を受けるおそれがあり、かつ当該弁護士がこれを摘示したときは、その限りにおいてこれを適用しない。弁護士には、この情報開示拒絶権を教示しなければならない。

- (2) 弁護士は、弁護士会理事会に対し以下のことを遅滞なく通知しなくてはならない。
- 一 弁護士が、被備者となったこと、または、既存の被備関係に重大な変更が生じたこと。
 - 二 弁護士が、継続的または一時的に、任用期間に定めのある裁判官、高等官、職業軍人または軍人となったこと。
 - 三 第47条第2項の意味における公職についてのこと。
- (3) 要求があるときは、弁護士会理事会に対し、その被備関係に関する資料を提出しなくてはならない。

第57条〔特別義務違反に対する強制金〕

- (1) 弁護士に第56条の義務の履行を促すため、弁護士会理事会は弁護士に対し強制金を課すことができ、またこの強制金は、繰り返しこれを課することができる。一回の強制金の額は、2,000マルクを超えてはならない。
- (2) 強制金は、あらかじめ、理事会または会長が、書面によりこれを警告しなければならない。強制金の警告および賦課は、これを弁護士に送達しなければならない。
- (3) 弁護士は、強制金の警告および賦課に対し、その送達から1ヶ月以内に、弁護士法院の判断を申し立てることができる。申立は、弁護士会理事会にあてて、書面によりこれを行わなければならない。理事会は、自ら申立を理由ありと判断するときは、その処分を更正しなければならない。そうでないときは、申立を、遅滞なく弁護士法院に提出しなければならない。弁護士会がある地をその管轄地域とする上級地方裁判所にある弁護士法院が、これを管轄する。そのほかの点については、刑事訴訟法の抗告に関する規定を、その趣旨に従い準用する。反対陳述(刑事訴訟法第308条第1項)は弁護士会理事会がこれを行う。検察は手続に関与しない。弁護士法院の決定に対しては、不服を申立てることができない。
- (4) 強制金は弁護士会の収入とする。強制金は、会計が発行する執行力の証明を付した賦課の裁決の認証謄本に基づき、民事事件における判決の執行に適用される規定に従って、これを徴収する。

第58条〔身上記録の閲覧〕

- (1) 弁護士は、自己の身上記録を閲覧する権限を有する。
- (2) 弁護士は、自己の身上記録閲覧権を、本人自らまたは代理権を与えた他の弁護士を介してのみ行使することができる。
- (3) 弁護士または弁護士から授権された代理人は、閲覧にあたり、記録内容を書き取り、あるいは謄本を作成することができる。

第59条〔司法修習生の教育〕

- (1) 弁護士は、自己の下で修習に就いている司法修習生に対して、弁護士の任務を教示し、これを指導し、かつ実務にたずさわる機会を与えなければならない。
- (2) 弁護士の補佐の下で当事者の権利を行使する司法修習生には、民事訴訟法第157条第1項および第2項を適用しない。司法修習生が、弁護士による代理を必要としない事件において、弁護士を代理するときも同様とする。

第59条 a〔業務の共同〕

- (1) 弁護士は、その固有の職業上の諸権限の枠内において共同して業務にあたるべく、弁護士会および弁理士会の会員、税理士、経理士、会計士ならびに宣誓した監査士とともに、共同事務所形態をとることができる。刑事訴訟法第137条第1項第2文および裁判所における代理に関する規定は、これを妨げない。同時に公証人でもある弁護士は、その弁護士としての業務活動に関してのみ、かかる共同事務所形態に加わることができる。そのほかについては、同時に公証人でもある弁護士との共同関係は、公証人の職務に関する法の定めるところおよびそれが求めるところによる。
- (2) 共同事務所形態にあっては、一個の共同の法律事務処、あるいは、当該事務処をその業務活動の中心とする共同事務所形態の構成員が、少なくとも一名、責任をもって従事している複数の事務処を必要とする。第19条 a は、これにより妨げられない。
- (3) 弁護士は、次の者とも共同事務所形態をとることができる。
 - 2000年3月9日のヨーロッパ弁護士のドイツにおける活動に関する法律(BGB1.I S.182)の現行諸規定または第206条により、本法の施行領域内

において業務を行い、その法律事務所を外国におくことを認められているEU加盟国出身の弁護士の業務にたずさわる者、またはその他の国出身の弁護士の業務にたずさわる者

- 二 その教育および権限において、弁理士法、税理士法または会計士法の定める職業に相当する業務を行い、かつ、本法の施行域内において弁理士、税理士、経理士または会計士と共同事務所形態をとることができる、外国の弁理士、税理士、経理士、会計士または宣誓した監査士

(4) 共同事務所については、第1項および第3項を準用する。

第59条 b〔規約制定権〕

(1) 職業上の権利および義務の詳細については、規約をもって職業規則にこれを規定する。

(2) 職業規則においては、本法の規定の範囲において、以下の点の詳細を定める。

一 一般的な職業上の諸義務と原則的諸義務

- a 誠実性
- b 独立性の確保
- c 守秘義務
- d 事に則していること
- e 利益相反代理の禁止
- f 預かり金品の取扱
- g 法律事務所設置義務

二 専門弁護士の称号を名乗ることに関連する特別の職業上の義務

- a 本法が定める以外において、さらに専門弁護士の称号を与えることができる法分野の決定
- b 専門弁護士の付与の要件に関する規律、および、許可の付与、撤回および取消手続に関する規律

三 宣伝および自らあげる主な関心分野の表示に関連する特別の職業上の義務

四 業務活動の引受の拒否に関連する特別の職業上の義務

五 以下の特別の職業上の義務

- a 受任、その履行および終了に関連する義務
- b 法律相談扶助および訴訟費用扶助の枠内における権利保護を求める市民に対する義務
- c 低所得層の権利保護を求める市民に対する法律相談にあたっての義務
- d 手元記録の作成、管理に際しての義務

六 裁判所および官署に対する特別の職業上の義務

- a 閲覧に供された記録およびそれからえた知見の利用に際しての義務
- b 送達に際しての義務
- c 法服の着用

七 弁護士報酬の合意および計算とその取立に際しての特別の職業上の義務

八 監督の問題にあたっての弁護士会に対する特別の職業上の義務、他の弁護士会会員に対する業務上の対応、業務を共同して行う場合の義務、弁護士の雇用およびその他の事務処員の教育と雇用に関連する義務

九 国際的な法的交渉に際しての特別の職業上の義務

第2節 弁護士会社

第59条 c 〔弁護士会社としての認可および業務共同体への参加〕

- (1) 法的事件における相談および代理をその企業目的とする有限会社は、これを弁護士会社として認可することができる。
- (2) 弁護士会社が、共同して業務を行うための共同体に参加することは許されない。

第59条 d 〔認可要件〕

以下の要件を満たすときは、認可しなくてはならない。

- 一 会社が、第59条 c、第59条 e および第59条 f に定める要件を満たしていること。
- 二 会社が、財産欠損状態にないこと。
- 三 業務に関する損害賠償責任保険の締結（第59条 j）の証明、または、暫定的な補償の引受がなされていること。

第59条 e 〔社員〕

- (1) 弁護士会社の社員は、弁護士および第59条 a 第 1 項第 1 文および第 3 項にあげられている職業に従事するものに限る。社員は、弁護士会社において、その業務に従事しなくてはならない。第59条 a 第 1 項第 3 文および第 4 文ならびに第172条 a は、これを準用する。
- (2) 社員は、弁護士会社において従事している業務を、他の業務共同体において行ってはならない。
- (3) 会社持分および議決権の過半数は、弁護士に属さなくてはならない。社員が、第59条 a 第 1 項第 1 文および第 3 項にあげられている職業を行う権限を有しないときは、当該社員は議決権を行使できない。
- (4) 弁護士会社の持分を、第三者の計算において保有してはならず、また、第三者は、弁護士会社の利益にあずかってはならない。
- (5) 社員は、その社員としての権利の行使を、決議権を有する社員であって、同じ職業を営む者または弁護士に対してのみ委任することができる。

第59条 f〔業務執行〕

- (1) 弁護士会社の業務は、弁護士が責任を持ってこれを行わなくてはならない。業務執行者の過半数は、弁護士でなければならない。
- (2) 業務執行者は、第59条 a 第 1 項第 1 文および第 3 項にあげられている職業を行う権限を持つ者に限る。第59条 e 第 2 項は、これを準用する。
- (3) 支配人および全営業につき授權を受けた代理人については、第 1 項第 2 文および第 2 項を準用する。
- (4) 業務執行者となった弁護士または第 3 項による委任を受けた弁護士が、弁護士の業務を行うにあたっては、その独立性が保障されなくてはならない。わけても、指示もしくは契約に基づく拘束によって、社員が影響力を与えることは許されない。

第59条 g〔認可手続〕

- (1) 弁護士会社の認可の申請については、その職務担当地域に会社が本店を有する州司法行政機関がこれを判断する。申請には、会社契約の正本または公証を受けた謄本を添付しなくてはならない。
- (2) 州司法行政機関は、その判断に先立ち、その管轄地域内に会社が本店を有

する弁護士会理事会から、意見書を受ける。意見書においては、第59条 d の認可要件すべてについて、一括して意見を述べるものとする。第8条第3項および第4項は、これを準用する。

- (3) 弁護士会理事会が、申請人は、認可要件を満たしていないとする意見書を提出したときは、州司法行政機関は、弁護士社の認可の申請についての判断を中止し、意見書の認証謄本を申請人に送達しなくてはならない。
- (4) 弁護士社の認可の申請についての判断は、社員または第59条 f の意味において代表・代理権限を有する者に対し、その認可もしくは任命の撤回または取消を求める手続が進められ、あるいは、仮に業務または代理禁止が命じられていたときは、これを中止することができる。ただし、第1文にあげた手続の結果如何にかかわらず、すでに申請を却下すべきときは、弁護士社としての認可を求める申請につき判断を下さなくてはならない。
- (5) 認可手続には、第9条第2項ないし第4項および第11条ならびに第12条第1項を準用する。第9条第2項第2文および第11条第2項第2文の意味における管轄権は、その管轄地域内に弁護士社が本店を有する上級地方裁判所にある弁護士法院が、これを有する。

第59条 h 「認可の消滅、撤回および取消」

- (1) 認可は、会社の解散により消滅する。
- (2) 認可は、認可後に、認可を拒絶すべきであったことが判明したときは、これを撤回する。第14条第3項はこれを準用する。
- (3) 認可は、弁護士社が、第59条 c、第59条 e、第59条 f、第59条 i および第59条 j の要件を欠くこととなったときは、これを取り消さなくてはならない。ただし、弁護士社が、州司法行政機関の定める適切な期間内に、法律にかなった状態に復したときはこの限りではない。相続により第59条 e 第1項および第3項の要件が欠けたときは、この期間は少なくとも1年とされなくてはならない。この期間は、相続が開始したときから進行する。
- (4) 以下の場合もまた、認可はこれを取り消さなくてはならない。
 - 一 弁護士社が、州司法行政機関に対し、書面をもって認可に基づく権利を放棄したとき。

- 二 弁護士会社が財産の欠損状態に陥ったとき。ただし、これにより、権利保護を求める市民の利益が害されないときは、この限りではない。
- (5) 認可の撤回または取消は、弁護士会社が手続開始のときに本店を有する州の司法行政機関がこれを行う。第16条第2項および第4項ないし第7項は、これを準用する。第16条第5項第2文の意味における管轄権は、その管轄地域内に弁護士会社が本店を有する上級地方裁判所にある弁護士法院が、これを有する。
- (6) 会社が認可を失い、代表権を与えられた者が未解決の事件を適切に処理する十分な保障がないときは、清算人を任命することができる。第55条は、これを準用する。定められた清算人の報酬に関しては、社員は連帯債務者として責任を負う。第53条第10項第7文の適用は、これにより妨げられない。

第59条 i〔法律事務所および支所〕

- (1) 弁護士会社は、当該事務所をその業務活動の中心とする業務執行者である弁護士が、少なくとも1名、責任をもって従事している法律事務処を、その本店所在地に置かなければならない。第29条 a の適用は、これにより妨げられない。
- (2) 支所については、第1項を準用する。

第59条 j〔職業上の損害賠償責任保険〕

- (1) 弁護士会社は、業務に関する損害賠償責任保険を締結し、かつまた、認可を受けている期間を通じて、この保険を維持する義務を負う。第51条第1項ないし第3項および第5項ないし第7項は、これを準用する。
- (2) 最低保険額は、各保険事件につき500万ドイツマルクとする。一保険年度内に生じたすべての損害に対する保険者の支払いは、これを、最低保険額に社員および社員でない業務執行者の数を乗じた額に制限することができる。ただし、一保険年度内に生じたすべての損害に対する年の給付上限は、少なくとも、最低保険額の4倍の額となっていなくてはならない。
- (3) 連邦司法省は、経済状況の変化にともない、被害者に十分な保護を確保するために必要となったときは、連邦弁護士会の意見を聴いた上で、連邦参議院の同意の下、政令により最低保険額を改めることができる。

- (4) 業務に関する賠償責任保険がかけられていない、あるいは、法定の範囲でかけられていないときは、社員および業務執行者は、会社とともに、保険による保護が欠ける額につき個人的に責任を負う。

第59条 k 〔商号〕

- (1) 会社の商号は、弁護士である社員の少なくとも一名の名前および「弁護士会社」の名称を付したものでなくてはならない。弁護士会社が、共同事務所形態を引き継いでいくときは、適法に用いられてきた短縮名称を、付加的に、あるいは第1文で規定されている社員の名前に代えて、商号の中に取り入れることができる。その他の商号の表記は、法律上規定されているものに限りこれを用いることができる。
- (2) 認可された弁護士会社以外のものは、「弁護士会社」の名称を用いてはならない。

第59条 l 〔裁判所および官署における代理〕

弁護士会社は、訴訟代理人または手続代理人として、受任することができる。この場合、弁護士会社は、弁護士としての権利を有した義務を負う。弁護士会社は、個別事件毎、その法的ケアをするために法律上求められる要件を備えたその機関または代理人により、その行為を行う。刑事訴訟法第137条以下の意味での弁護人は、弁護士会社のために行為する者のみを言う。

第59条 m 〔通知義務、適用規定および守秘義務〕

- (1) 弁護士会社は、あらゆる会社契約または社員の変更、あるいは第59条 f により代表・代理権を持つ者の変更、そしてまた、支所の設置または廃止を、州司法行政機関および弁護士会に対し、公証を受けた各文書の謄本を添付して、遅滞なく通知しなくてはならない。変更が商業登記簿に登記されたときは、その登記の認証謄本を、後に提出しなくてはならない。
- (2) 第2章第3節および第4節の規定、第43条ないし第43条 b、第44条、第48条、第49条 a ないし第50条、第51条 a 第1項、第51条 b、第52条第2項、第56条第1項、第57条ないし第59条および第163条は、その趣旨に従って、これを弁護士会社に準用する。
- (3) 社員および法律または会社契約により定められた弁護士会社の監督機関の

構成員は、守秘義務を負う。

—未完—